

相模原市ダンススポーツ連盟規約

第一章 名称および事務所

(名 称)

第1条 本連盟は相模原市ダンススポーツ連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を会長宅に置く。

第二章 組織および加盟

(組 織)

第3条 本連盟は神奈川県ダンススポーツ連盟(以下「県連盟」という。)と(財)相模原市体育協会の両組織に加盟する団体であり、その構成は市内に在籍するアマチュア団体で組織する。

(加盟方法および加盟団体)

第4条 本連盟に加盟しようとする団体は、別に定めるところにより、会長に申し出て理事会の承認を得なければならない。

2 加盟団体は、理事会で承認されたアマチュア団体で、社団法人日本ダンススポーツ連盟(以下「JDSF」という。)の認定を受けた団体とする。

第三章 目的および事業

(目 的)

第5条 本連盟は、JDSF の定款および県連盟の規約に基づいて次の事項を行うことを目的とする。

- (1) ダンススポーツの普及と発展を図る。
- (2) ダンススポーツを通じ、会員の健全な心身育成と親睦を図る。
- (3) 社会福祉に貢献・寄与する。

(事 業)

第6条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及および振興
- (2) 加盟団体の育成強化と会員相互の交流
- (3) 市並びに(財)市体協会およびその関係機関への協力
- (4) 別に定める競技大会および講習会等の開催
- (5) 市その他関係機関へ施設設備の充実を具申
- (6) 上部団体、有効団体への役員および選手の派遣
- (7) その他本連盟の目的達成に必要な事業

2 本事業に関わる費用は別に定める。

第四章 機 関

(機 関)

第7条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 三役会
- (4) 事務局
- (5) その他三役会が必要と認め、理事会で承認を得た機関

(役 員)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

| | |
|------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 若干名 |
| 会 計 | 2名 |
| 監 事 | 2名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 本部役員 | 若干名 |

(役員を選任)

第9条 役員を選任は次の各号による。

- (1) 会長、副会長、理事長は、理事会において互選し、総会に諮り決定する。
- (2) 理事は加盟団体から選出された候補者を総会に諮り決定する。
- (3) 監事、本部役員、会計は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第10条 役員任期を次の通りとする。但し再任は妨げない。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長、会計、監事、本部役員任期は二年間とする。
 - (2) 理事の任期は一年間とする。
- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は代表者として本連盟の事業を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は事務局の責任者として事務を統括する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 理事は理事会を組織し会務を処理する。
- (6) 会計は金銭出納を担当し、金銭出納帳および決算報告書を作成する。
- (7) 監事は金銭出納が適正に処理されているか監査する。

第六章 名誉会長および顧問等

(名誉会長・顧問・相談役)

第 12 条 本連盟に名誉会長および顧問並びに相談役を置く事ができる。

- 2 名誉会長および顧問・相談役は、役員~~の推薦~~により理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長および顧問・相談役は会長の諮問に応じ助言する。

第七章 会 議

(総 会)

第 13 条 総会は本部役員および理事並びに加盟団体の代議員（各サークル 1 名以上）をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改訂
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 役員~~の任期~~
- (5) その他本連盟の業務に関する重要事項で会長が必要と認めた事項

- 2 総会は会長が招集し、定期総会と臨時総会とする。
- 3 定期総会は年一回、臨時総会は会長又は理事会が必要と認めた場合、又は過半数の会員の要求があった場合に召集する。
- 4 総会の議長は代議員より選出する。

(理事会)

第 14 条 本連盟は総会に次ぐ意志決定機関として理事会を置く。

- 2 理事会は理事および役員をもって構成し、執行機関として次の事項を行う。
 - (1) 総会で決定された事項の処理
 - (2) 本連盟の運営上必要な事項の企画立案
- 3 理事会は必要に応じて専門部会を設けるか~~と~~出来る。
- 4 理事会は会長が招集し、理事会の議長は会長が指名する。

(三役会)

第 15 条 三役会の構成は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長
- (2) 三役会は会長が招集し、本連盟の運営上必要な事項を検討して理事会に提案する。

(会議の成立および決議)

第 16 条 会議は定数の過半数(但し、総会は委任状を含む)の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。賛否同数のときは議長の決するところによる。但し、規約を変更するときは、総会で出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 会 計

(会 計)

第 17 条 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 年会費
- (2) 競技大会収益金
- (3) 助成金および寄付金
- (4) その他の事業収入

(会計年度)

第 18 条 本連盟の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

第九章 補 則

(補 則)

第 19 条 本規約の施行に際して、必要な細則は別に定める。

2 本規約に定め無き事項の問題解決に際しては、理事会に諮り決定するものとする。

付 則

本規約は平成元年 11 月 1 日より施行する。

本規約は平成 8 年 4 月 7 日より改訂施行する。

本規約は平成 10 年 4 月 12 日より改訂施行する。

本規約は平成 14 年 7 月より改訂施行する。

本規約は平成 22 年 4 月 1 1 日より改訂施行する。